

○湖南衛生組合個人情報保護に関する法律施行条例

令和5年2月20日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、次項から第4項までに定めるもののほか、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、湖南衛生組合管理者（以下「管理者」という。）及び監査委員をいう。

3 この条例において「諮問庁」とは、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により、第4条に規定する湖南衛生組合個人情報保護審査会（同条第1項を除き、以下「審査会」という。）に諮問をした実施機関をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等（第9条において「開示決定等」という。）に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

(開示請求に係る手数料)

第3条 法第89条第2項に規定する手数料の額は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、保有個人情報の開示をする場合において、保有個人情報の写しの交付をするときは、当該写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(湖南衛生組合個人情報保護審査会)

第4条 次に掲げる事務を行うため、湖南衛生組合個人情報保護審査会を置く。

(1) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(2) 次条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

2 審査会は、管理者が委嘱する委員7人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後

も、同様とする。

(審査会への諮問)

第5条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報  
の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見等に基づく意見を聴くこ  
とが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 実施機関が法の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人  
情報保護施策を実施しようとする場合で、審議会の意見を聴くことが特  
に必要であるとき。
- (3) 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めよう  
とするとき。

(審査会の調査権限)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情  
報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会  
に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒  
んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に  
含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理し  
た資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条  
第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第8条 審査会は、第6条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第  
2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律  
第68号）第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項におい  
て準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があっ  
たときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、  
磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作  
られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものを  
いう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記  
載した書面）を当該資料又は主張書面を提出した審査請求人等（審査請  
求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問  
庁をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。た  
だし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当

な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査審議の手続)

第9条 審査会の開示決定等に係る審査請求についての調査審議については、前2条に定めるところによるほか、行政不服審査法第81条第3項の規定により読み替えて準用する同法第5章第1節第2款（同項において準用する同法第74条の規定については法第106条第2項の規定により読み替えられた規定とし、行政不服審査法第78条中交付の請求に係る部分を除く。）の定めるところによる。

(審査請求に係る調査審議手続の非公開)

第10条 審査会の行う審査請求に係る調査審議は、公開しない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。